

○収集運搬業の申請に関する県のホームページ（様式、申請の手引き）

[かながわ収集運搬業申請](#) [検索](#) ←

又は 県トップページ→ビジネス・働く→産業廃棄物・リサイクル→産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請等について

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/haikibututaisaku/sanpai-shuuun/index.html>

○県問い合わせ先

環境農政局 環境部 廃棄物指導課 産業廃棄物指導グループ

電話 (045) 210-4159、4161 (直通)

又は

各地域県政総合センター環境部（産業廃棄物担当）連絡先は下記のとおり

○県許可申請窓口

部署名、所在地及び電話番号	所管地域
横須賀三浦地域県政総合センター環境部 環境課 〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19 電話 (046) 823-0210 (代表)	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央地域県政総合センター環境部 環境調整課 〒243-0004 厚木市水引2-3-1 電話 (046) 224-1111 (代表)	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地域県政総合センター環境部 環境調整課 〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 電話 (0463) 22-2711 (代表)	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
足柄上地域県政総合センター環境部 環境課 〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 電話 (0465) 83-5111 (代表)	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
西湖地域県政総合センター環境部 環境課 〒250-0042 小田原市荻窪350-1 電話 (0465) 32-8000 (代表)	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

○政令市問い合わせ先

機関名	所在地及び電話番号
横浜市資源循環局事業系対策部 産業廃棄物対策課	〒231-0013横浜市中央区住吉町1-13(松村ビル8階) 電話 (045) 671-2511
川崎市環境局生活環境部 廃棄物指導課	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話 (044) 200-2593
相模原市環境経済局資源循環部 廃棄物指導課	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 電話 (042) 769-8335
横須賀市環境部 環境管理課	〒238-8550 横須賀市小川町11 電話 (046) 822-8418

2011.1.31版

このチラシは、次のURLからダウンロードすることができます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/haikibututaisaku/H22kaiseishuuun/index.html>

# 産業廃棄物収集運搬業（積替えなし） の許可が合理化されます！

平成23年1月 神奈川県 環境農政局 環境部 廃棄物指導課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）が改正され、平成23年4月1日から、産業廃棄物収集運搬業（積替えなし）及び特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替えなし）（以下、「（特別管理）産業廃棄物収集運搬業」という。）の許可が次のとおり合理化されることになりました。

## 1 合理化の概要

これまでは、（特別管理）産業廃棄物の積込み・荷卸しを行う場所を所管する神奈川県知事及び各政令市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）長の許可がそれぞれ必要でしたが、平成23年4月1日から、神奈川県知事の許可のみで県内全域の収集運搬業を行うことができます。

### 【神奈川県内全域で積込み・荷卸しを行う場合に必要な許可】

**改正前** 横浜市長、川崎市長、相模原市長、横須賀市長、  
神奈川県知事の5つの許可

**改正後** 神奈川県知事の1つの許可

平成23年4月1日より前に県知事の許可を取得している（特別管理）産業廃棄物収集運搬業者（積替えなし）は、平成23年4月1日以降は、品目等県許可の事業の範囲内で、県内全域において業を行うことができます。

**なお、政令市域内で積替えを行う場合は、その場所を所管する政令市長の許可が必要です。**

## 2 平成23年4月1日以降の（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替えなし）の新規許可申請先

平成23年4月1日以降、神奈川県内で新たに（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替えなし）を行う場合の許可申請先は次のとおりです。

1つの政令市域内のみで業を行う場合：政令市

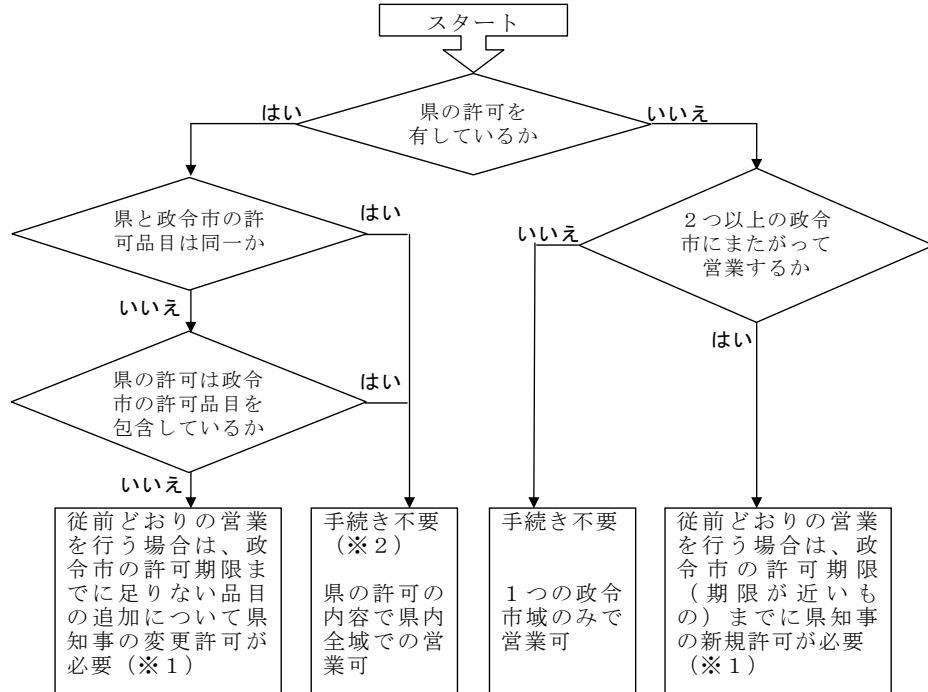
上記以外：神奈川県（地域県政総合センター）

なお、政令市長の許可を取得した後、その政令市以外の県内市町村を積込み・荷卸しを行う場所に追加する場合は、県知事の許可を取得してください。

### 3 既存の収集運搬業者が従前どおりの業を行うためには

2つ以上の政令市にまたがって（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替えなし）を営んでいる既存の収集運搬業者の方が、平成23年4月1日以降も、従前どおりの業を行うには、既に取得している県や政令市の許可の内容によって対応が異なります。

既存の収集運搬業者の方が従前どおりの業を行うために必要な手続は、次の判定チャートで判定してください。



※1 県の新規又は変更許可を取得した時点で政令市の許可は失効します。

※2 平成23年4月1日時点で政令市の許可は失効します。

**神奈川県知事の許可の申請先は 各地域県政総合センターです。**  
 なお、許可申請の詳細については、最終ページの県問い合わせ先までお問い合わせください。

申請手数料	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
新規許可	81,000円	81,000円
変更許可	71,000円	72,000円

**<申請時期に関する注意事項>**  
 経過措置により、政令市長の許可内容は、その許可の期限までは継続しますので、その許可の期限の**2～3ヶ月前を目安に申請**してください。

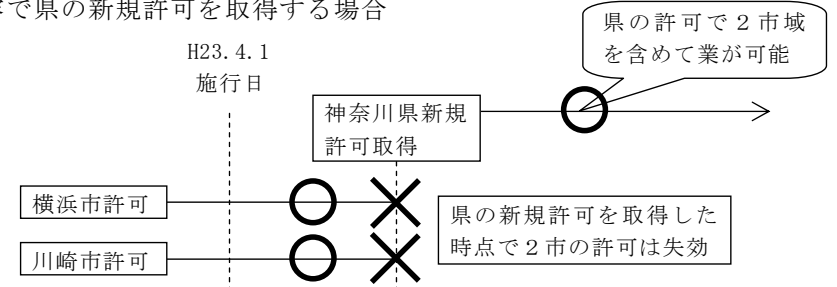
### 4 経過措置

（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替えなし）の合理化に伴い、既に県や政令市の許可を取得している既存の収集運搬業者に対して、平成23年4月1日時点で取得している許可の期限までは、その許可の効果を継続させることとする経過措置が定められました。

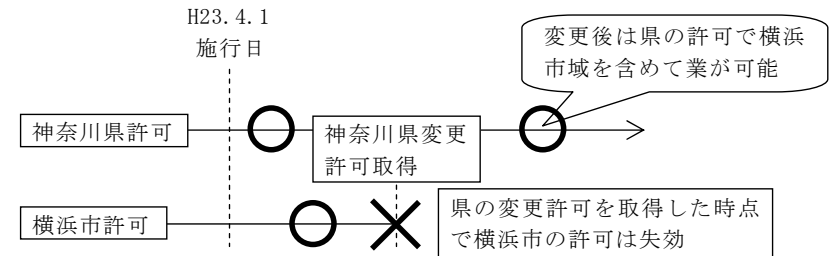
経過措置についての例（イメージ）

○ は許可が有効であること、× は許可が失効したことを示します。

例① 県の許可はなく、横浜市と川崎市の許可（品目は同じ）があり、同じ内容で県の新規許可を取得する場合



例② 横浜市と県の許可はあるが、県の許可品目が横浜市のそれより少ないため、県の許可に足りない品目を追加する変更許可を取得する場合



#### 注意事項

県の許可がある場合でも、**政令市域で新たに積替え場所を設置しようとする場合には、その積替えを行おうとする区域を管轄する政令市長の許可を取得する必要があります。**